

# 第1章

## はじめに

- 1 策定の背景
- 2 策定の趣旨
- 3 位置付け
- 4 計画期間と目標年次
- 5 特色

# 第1章 はじめに

## 1 策定の背景

私たちのまち札幌は、北の大地に、自然の恵みと共に暮らしてきた人たちと、日本各地から移り住んできた人たちが、それぞれの伝統と文化を紡ぎ、育みながら、外国の先進の英知も取り入れて、文化の薫る国際都市へと飛躍的な発展を遂げてきました。

### ■ 黎明期 ■

明治2年（1869年）に開拓使<sup>1</sup>が設置され、政府の開拓政策の拠点となった札幌は、大正11年（1922年）の市制施行などを経て、道路や路面電車、上下水道など、都市基盤<sup>2</sup>の整備が順次進められてきました。また、人口も増え続け、昭和15年（1940年）には函館市を抜いて北海道最大の都市となり、今日の札幌の骨格が形成されました。

### ■ 成長期 ■

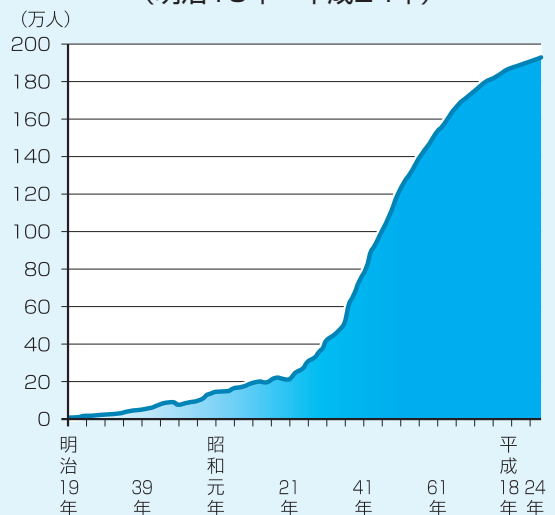
第二次世界大戦後から昭和40年代前半までは、国による行政事務の効率化を目的とした市町村の合併が促進され、札幌においても、周辺町村との合併による市域の拡大と人口増加が続きました。同時に、道内他市町村からの流入により飛躍的に人口が増加し、これらに対応した市街地や都心部の整備が進み、昭和45年（1970年）には人口が100万人を超え、日本有数の大都市へと発展しました。

### ■ 躍動期 ■

昭和47年（1972年）、アジアで初めて開催された冬季オリンピック大会を契機として、新たに地下鉄や地下街などが整備され、まちの様相が一変するとともに、市民の生活も大きく変わりました。また、政令指定都市<sup>3</sup>に移行し、区役所を中心として各区の特色を生かしたきめ細やかな行政が行われる体制になりました。その後、昭和60年（1985年）頃までの間に、上下水道の普及率や道路の舗装率は共に90%を超えるなど、基礎的な都市基盤が整備されました。

また、この時期には、姉妹・友好都市提携を結んだポートランド市、ミュンヘン市、瀋陽市及びノボシビルスク市との間で、文化、スポーツ、教育、経済を始めとした幅広い分野で交流が行われるなど、国際都市へと大きく発展を遂げました（平成22年（2010年）には、大田広域市と提携）。

図1-1 札幌市の人口の推移  
(明治19年～平成24年)



<資料> 札幌市

<sup>1</sup> 【開拓使】 明治2年、北海道・サハリン（樺太）の開拓のために設けられた日本の官庁。米国人ケブロンほか多数の外国人の指導で各種の開発事業を行った。

<sup>2</sup> 【都市基盤】 ここでは、学校や区役所などの建築物のほか、道路、上下水道、公園などの公共施設のことをいう。

<sup>3</sup> 【政令指定都市】 人口50万人以上の市で、地方自治法第252条の19の規定に基づいて政令によって指定されたもの。

## ■ 成熟期 ■

市民の生活意識や価値観が多様化し、暮らしにうるおいやゆとりといった心の豊かさが求められるようになり、市民の関心は、生活基盤の充足だけでなく、文化芸術など生活の質の向上にも向けられるようになりました。こうした中、札幌芸術の森、札幌コンサートホールKitara及び札幌ドームが相次いで整備されたほか、PMF（パシフィック・ミュージック・フェスティバル）などの文化芸術イベントや、サッカー・野球などのプロスポーツが根付くなど、市民が文化芸術やスポーツを身近に楽しむ環境が充実しました。さらに、近年では、サッポロ・シティ・ジャズ、札幌国際短編映画祭、さっぽろアートステージといった、新たな文化芸術の活動が生まれ、市民や札幌を訪れる人々の創造性<sup>4</sup>を育てています。

また、平成16年（2004年）に従来の連絡所が「まちづくりセンター<sup>5</sup>」に改編され、様々な地域<sup>6</sup>のまちづくり<sup>7</sup>活動の拠点としての機能が強化されることにより、まちづくりに市民が盛んに参加するようになってきました。これを契機に、平成19年（2007年）には札幌市自治基本条例が、平成20年（2008年）には札幌市市民まちづくり活動促進条例が相次いで制定され、市民がまちづくりの主役であるという考え方が明確に位置付けられました。

さらに、同年、札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例が制定され、幅広い世代がまちづくりに参加できる環境が整ってきました。

こうした取組を通じて、市民の間に、市民自治の意識が着実に根付き始めています。

## ■ 新たな創成期～未来へ～ ■

そして今、札幌は、大きな転換期を迎えようとしています。

増加の一途をたどっていた札幌市の人口は、近い将来、少子高齢化を背景として、市制施行後、初めて減少に転じることが見込まれており、また、かつて経験したことのない超高齢社会<sup>8</sup>を迎えつつあります。さらに、生産年齢人口<sup>9</sup>の減少により、経済規模の縮小が懸念されています。

そして、地球規模で環境・エネルギー問題が深刻化する中、平成23年（2011年）3月11日に、東日本大震災<sup>10</sup>という未曾有の災害が発生しました。この大震災は、被災地だけでなく、日本全体に防災に対する心構えや、地域における支え合いなどの重要性を改めて認識させることとなりました。

加えて、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故の発生によって、原子力が決して安全で安定的なエネルギーではないことが明らかになりました。

こうした社会情勢の変化の中、私たちは今までの価値観を転換し、先人の培ってきた財産と、一人一人の創造性を生かして、「新たな創成期」を切り開いていくことが求められています。

<sup>4</sup> 【創造性】 新たなもの・ことをつくりだす力・性質。

<sup>5</sup> 【まちづくりセンター】 住民組織の振興、地域の要望などの収集、市政の周知などに加え、様々なまちづくり活動を支援する地域の拠点として市内に87カ所設置（平成24年10月31日現在）。

<sup>6</sup> 【地域】 この場合の「地域」とは、行政区より小さい、生活に身近な空間的広がりを指す。第4章第1節「地域～つながりと支え合い～」参照。

<sup>7</sup> 【まちづくり】 ここでは、快適な生活環境の確保、地域社会における安全及び安心の推進など、暮らしやすい街を実現するための公共的な活動の総体をいう。

<sup>8</sup> 【超高齢社会】 総人口に占める65歳以上人口の割合が21%を超える社会のこと。なお、7%以上14%未満を「高齢化社会」、14%以上21%未満を「高齢社会」と呼ぶ。

<sup>9</sup> 【生産年齢人口】 15歳以上65歳未満の人口。

<sup>10</sup> 【東日本大震災】 平成23年3月11日午後2時46分、三陸沖で発生したマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震により引き起こされた大災害。最大震度7の強い揺れと国内観測史上最大の津波を伴い、東北・関東地方を中心とする広い範囲に甚大な被害をもたらした。また、福島第一原子力発電所が被災し、放射性物質が漏れ出す深刻な事態になった。

## 2 策定の趣旨

札幌市では、平成32年（2020年）を目標年次とする札幌市基本構想（平成10年（1998年）議決）と第4次札幌市長期総合計画（平成12年（2000年）策定）に基づき、計画的にまちづくりを進めてきました。

しかし、少子高齢化や人口減少、札幌・北海道経済の長期にわたる低迷、福島第一原子力発電所の事故をきっかけとしたエネルギー政策の見直しなど、札幌を取り巻く社会経済情勢が、計画策定時の想定を超えて、大きく変化しています。

このような状況の中で、国は、中央集権による画一的な地域づくりから脱却し、地域のことは地域の住民が責任を持って決める「地域主権型社会」の実現に取り組んでいます。

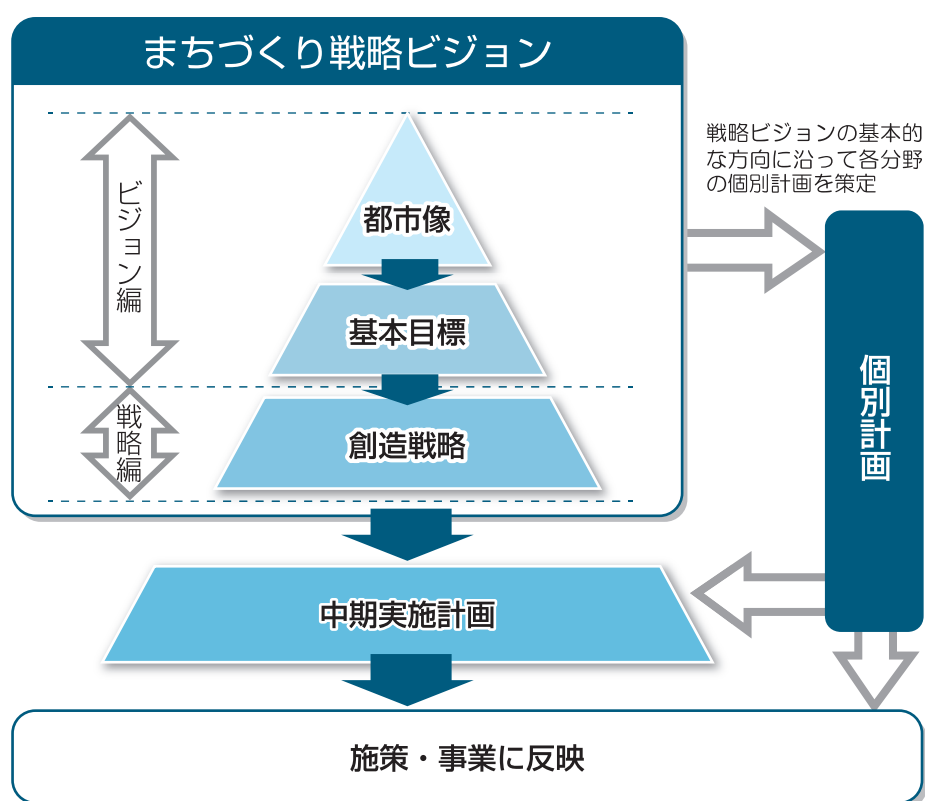
札幌市でも、札幌市自治基本条例を制定し、「自分たちの地域のことは、自分たちで考え、決め、そして行動する」という理念の下、「市民が主役のまちづくり」を進めるなど、まちづくりの基本的な考え方が大きく変わっています。

こうした状況の中、私たちが、目指すべきまちの姿とまちづくりの方向性を共有し、共に取り組んでいくために、札幌市まちづくり戦略ビジョン（以下「戦略ビジョン」という。）を策定するものです。

### 3 位置付け

戦略ビジョンは、これまでの札幌市基本構想と第4次札幌市長期総合計画に替わる新たなまちづくりの基本的な指針として、札幌市自治基本条例第17条の規定に基づき策定するものであり、札幌市のまちづくりの計画体系では、幅広い分野にわたる総合計画として最上位に位置付けられます。それぞれの分野には、法令に基づくものや札幌市が独自に策定するものなど、様々な個別計画がありますが、これらは、いずれも戦略ビジョンの基本的な方向に沿って策定し、推進していきます。

また、札幌市は、戦略ビジョンにおける基本的な考え方に基づく個々の施策・事業の展開に当たって、中期の実施計画<sup>11</sup>を策定し、効果的で着実な実行を図っていきます。



### 4 計画期間と目標年次

平成25年度（2013年度）から平成34年度（2022年度）までの10年間を計画期間とし、平成35年（2023年）を目標年次と設定します。

<sup>11</sup> 【実施計画】 戦略ビジョンに示すまちづくりの基本的な方向に沿った施策を計画的、効果的に推進していくため、短中期間で取り組む具体的な事業について定めるとともに、各年度の予算編成や事業執行の指針として策定する計画。

## 5 特色

### ■ 市民と共有できるビジョン ■

市民自治によるまちづくりを目指し、市民と共有するための「市民計画」として位置付けるとともに、広く市民の参加を得ながら共につくり上げることにより、「市民と共有できるビジョン」にすることを基本的な考え方としています。

### ■ ビジョン編と戦略編 ■

戦略ビジョンは、私たちが一体となってまちづくりを進めるために、目指すべき将来のまちの姿を描いた「ビジョン編」と、主に行政が優先的・集中的に実施することを記載した「戦略編」で構成しています。

### ■ 実施型から未来実現型への転換 ■

これまでの長期総合計画では、行政が実施することを記載していましたが、戦略ビジョンでは、10年後に実現を目指すまちの姿を示し、市民と行政が一体となって取り組むまちづくりの方向性を示します。

### ■ 役割分担の明確化 ■

戦略ビジョンでは、私たちが一体となってまちづくりに取り組み、目指すべきまちの姿を実現するため、市民、企業、行政など、様々な主体の役割分担を明確にしています。